

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和2年（2020年）2月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

道産食品輸出額目標水準 1,500 億円の達成に向けた「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に定める基本戦略に則り、輸出に取り組む人材の育成と海外販路の拡大を図るため、道産食品の海外市場での販売に意欲的な道内企業を支援する企画の提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和3年（2021年）3月10日（水）まで

(4) 納入場所

名称 北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ

所在地 札幌市中央区北3条西6丁目（〒060-8588）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

① 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和49年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

⑧ コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 北海道経済部食関連産業室ホームページからのダウンロード
 - ア 交付期間 公告の日から令和2年(2020年)3月24日(火)まで
 - イ ホームページのURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/index.htm>
- (2) 直接交付
 - ア 交付期間 公告の日から令和2年(2020年)3月24日(火)まで
 - イ 交付場所 9に同じ

4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限 令和2年(2020年)3月24日(火)17時必着
 - イ 提出場所 9に同じ
 - ウ 提出書類 「参加表明書」及び付属資料
 - エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により1部を提出
※ 郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和2年(2020年)4月17日(金)17時必着
- (2) 提出場所 9に同じ
- (3) 提出書類 「企画提案書」及び付属資料
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により9部を提出
(提案者名は1部のみ記載し、残り8部には提案者名を記載しないこと。)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ 担当：佐藤
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)
- (3) 連絡先 電話 代表：011-231-4111(内線26-828) 直通：011-204-5138
ファクシミリ 011-232-8860

10 関連情報を入手するための照会窓口

9に同じ。

11 その他

- (1) 本業務は国の令和2年度(2020年度)地方創生推進交付金事業の採択決定前、かつ令和2年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、業務の内容や積算上限額を変更する場合、又は事業を中止する場合がある。この場合には、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更する場合、又は契約を行わない場合がある。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (4) 詳細は、企画提案指示書による。
- (5) 提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超えるときには、書類選考を行う場合がある。